

精神科病院虐待防止対策について

精神科病院の虐待の防止に関する規定

(令和6年4月1日施行)

○障害者虐待防止法

養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待について市町村へ通報する。

→精神科病院における虐待については明記なし

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(令和4年法律第140号)

相次ぐ事件を受け、国は法において精神科病院の管理者に対する虐待防止措置について規定

精神科患者への看護師の暴行、職員目撃したが…「家族が望まないため」病院側は通報・報告せず

2022/12/23 09:26

保存して後で読む [f](#) [X](#) [B!](#) [e](#)

静岡県沼津市の精神科専門病院「ふれあい沼津ホスピタル」で、9月に男性看護師ら2人が入院患者に暴行していたことが明らかになり、加藤政利院長は21日に記者会見し、「絶対にあってはならないこと」と謝罪した。



同病院によると、暴行したのは、50歳代の男性看護師と40歳代の男性看護師の2人。

患者虐待目撃の職員「何されるかわからず止められなかつた」…滝山病院に東京都が改善命令

2023/04/25 19:41

保存して後で読む [f](#) [X](#) [B!](#) [e](#)

東京都八王子市の精神科病院「滝山病院」の看護師が入院患者への暴行容疑で逮捕された事件で、都は25日、精神保健福祉法と医療法に基づき同病院に改善命令を出した。虐待の事実を認定し、再発防止を求めた。今後、入院患者の意向を聞き取り、転院希望者の転院先を探すなどの支援を行う。



東京都八王子市の「滝山病院」

都が医療法に基づく改善命令を出すのは初めて。精神保健福祉法に基づく命令は2002年以来という。

命令では、第三者委員会を設置して事件を検証することや、虐待防止マニュアルを作成して研修を行うことを求めた。虐待を発見した場合は都に報告するよう職員に周知することや、患者からの相談体制の整備も要請。これらについて、改善計画書を2週間以内に提出させることとした。

都によると、同病院では、50歳代の男性看護師が昨年4月に患者の頭を手でたたいたほ

精神保健福祉法における障害者虐待とは

障害者虐待防止法において定める
虐待の類型と定義

○身体的虐待

○性的虐待

○心理的虐待

○放棄・放置（ネグレクト）

○経済的虐待

精神科病院における「虐待通報が義務化」されます

別添 1



令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者※による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができます。

※業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけではなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

自治体の連絡先（電話番号や電子メール等）

虐待防止に関する法令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の2から第40条の8まで

主な事項	
40条の2	医療機関における虐待防止の措置の義務化
40条の3	虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化
40条の5	精神科病院に対する報告徴収
40条の6	精神科病院に対する改善命令

愛知県の虐待通報受理体制

○実施機関

愛知県精神保健福祉センター

○対象医療機関

名古屋市を除く愛知県内の精神科病院

○体 制

専用回線を設置

専属職員1名配置

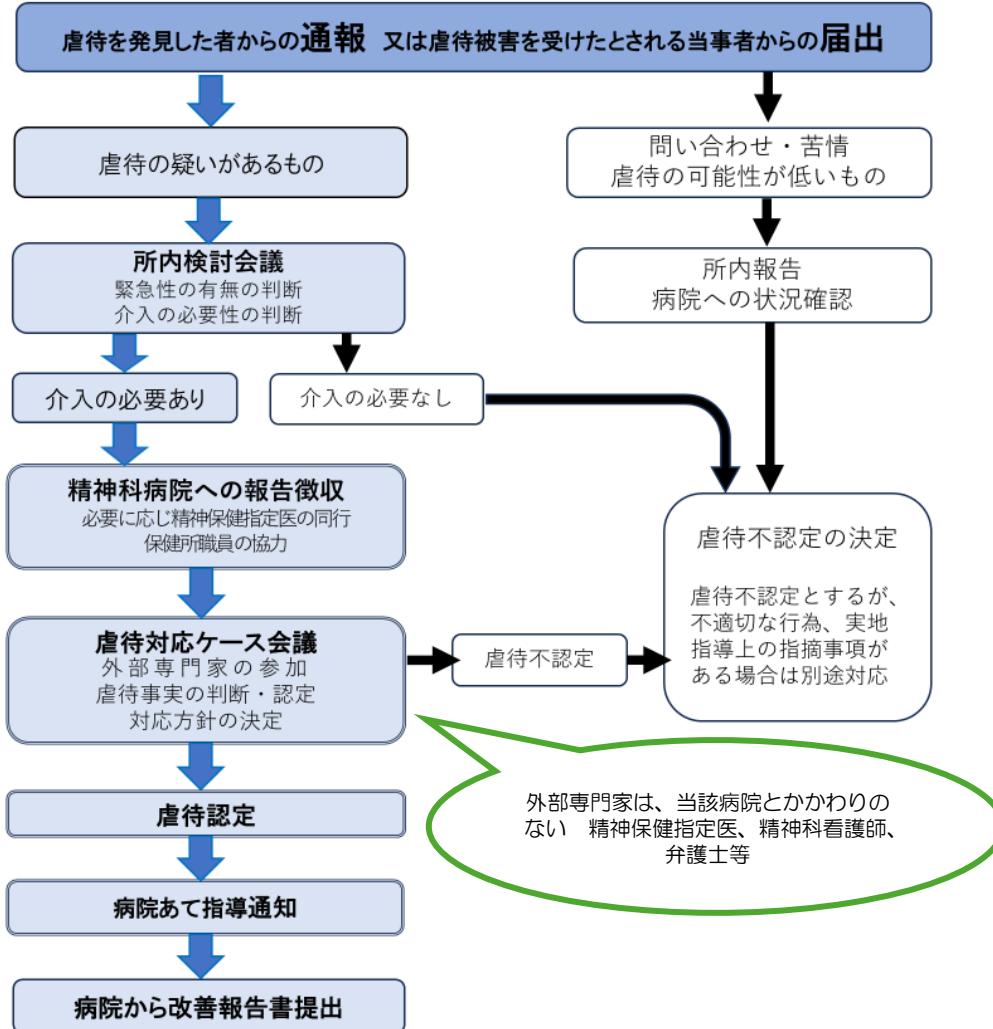
(精神保健福祉相談員)

○窓口開設時間(土日祝日・年末年始を除く)

午前8時45分から正午

午後1時から午後5時30分まで

精神保健福祉センターは
通報・届出の受理から
病院への報告徴収・虐待認定
病院への指導まで全てを扱う



愛知県の虐待防止に向けた取組(研修)

○実施機関

愛知県精神保健福祉センター
(名古屋市健康増進課と共に)



○受講対象者

精神科病院従事者、保健所等職員

○開催状況

2024年11月1日(金)13時30分から15時30分

当日オンライン配信 239名参加

オンデマンド配信 申込数 79か所

(2024年12月2日から2025年1月31日まで)

後日アンケートでは、当日配信・オンデマンド配信ともに、回答者全員からとても役立つ、概ね役に立つ、一部役に立つと回答 100%

共催: 愛知県精神保健福祉センター・名古屋市

愛知県版

令和6年度 精神科病院虐待防止啓発研修会

令和6年4月施行の改正精神保健福祉法により、精神科病院における虐待通報窓口の周知や、相談体制の整備などが義務化されました。今回、精神科病院における虐待防止への取組について研修会を開催します。皆さまの日々の業務に役立つ内容となっています。ぜひ、ご参加ください。

日 時

令和6年11月1日(金)
13時30分～15時30分 (入室開始: 13時)

参加費
無 料

開催方法

Cisco Webex Meetingsによるオンライン配信
(後日、オンデマンド配信予定)

対象者

愛知県内精神科病院従事者及び
保健所等精神保健福祉担当者



1. 行政より

「精神保健福祉法改正(虐待関連)のポイントと
愛知県・名古屋市の虐待通報窓口の現状」

2. 講 演 「精神科病院における虐待防止に向けて」

講 師: 一般社団法人日本精神科看護協会
業務執行理事 草地 仁史 氏

申し込み方法・受付期間

留意事項をご確認の上、チラシ裏面のURL又は二次元コードからお申込みください。

受付期間: 令和6年9月9日(月)から令和6年10月4日(金)まで

問い合わせ先: 愛知県精神保健福祉センター 管理課
(TEL) 052-962-5377 (Fax) 052-962-5375 (Mail) seishin-c@pref.aichi.lg.jp

愛知県の虐待対応件数(速報値)

2024年4月1日から2024年9月末まで

※2024年度上半期の数値は、速報値であり、今後、精査により変動する場合がある。

表1 2024年度上半期の精神科病院における業務従事者による障害者虐待に係る相談・通報・届出件数等

	通報等件数	届出件数	相談・通報 届出件数(計)	虐待判断件数	被虐待者数	虐待判断率
2024年度 上半期	19件	144件	163件	2件	2人	1.2%

表2 虐待と判断された事案における虐待種別

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待
2024年度 上半期	0	0	2	0	0

愛知県の虐待対応件数(速報値)

2024年4月1日から2024年9月末まで

※2024年度上半期の数値は、速報値であり、今後、精査により変動する場合がある。

表3 業務従事者による障害者虐待があった場合に取った措置

業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置	件数
業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った	2
診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた	0
職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した	0
職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った	0
指定医により、入院患者や関係者に質問を行った	0
改善計画（改善結果報告書※）の提出を求めた	0 (2)
提出された改善計画の変更を命じた	0
必要な措置を採ることを命じた	0
必要な措置を採ることの命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した	0
入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った	0

※) 本県の事務処理要領では、虐待があったと判断した場合、その度合いに応じ、「著しく適當ではない場合」もしくは「適當ではない場合」と分けて精神科病院管理者に対する必要な措置を講じている。「著しく適當ではない場合」では、「改善計画書」の提出を求め、「適當ではない場合」には、「改善結果報告書」の提出を求めている。

表4 虐待を行った業務従事者の職種

医師	看護師	准看護師	看護助手	保健師	作業療法士	理学療法士	社会福祉士	公認心理士	医療事務	その他・不明
0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0